

○川口市旅館業法施行細則

平成30年3月30日規則第66号

改正

平成30年6月11日規則第93号

令和2年6月23日規則第71号

令和3年3月31日規則第33号

令和4年3月25日規則第13号

川口市旅館業法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例（平成30年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(営業の許可の申請書の様式等)

第2条 省令第1条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書には、省令第1条第2項の図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人の場合にあっては、定款の写し及び登記事項証明書
- (2) 当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむね150メートルの区域内に存する
法第3条第3項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図
- (3) 入浴設備の原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査（第9条第1項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し
- (4) 当該申請に係る施設に玄関帳場を設置しない場合にあっては、次に掲げる事項を確認することができる書類
 - ア 施設から条例第8条第4号アに規定する管理事務所（以下「管理事務所」という。）までの距離、位置関係、経路、交通手段及び所要時間
 - イ 管理事務所が有する管理体制

ウ 条例第8条第3号イに規定する宿泊手続の方法

(許可書の交付等)

第3条 市長は、法第3条第1項本文の許可をしたときは、様式第2号の許可書を当該許可に係る申請をした者に交付するものとする。

2 法第3条第5項の規定による通知は、様式第3号の通知書により行うものとする。

(営業者たる法人の地位の承継の承認の申請書の様式等)

第4条 省令第2条第1項の申請書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の申請書には、省令第2条第2項の定款の写しのほか、当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむね150メートルの区域内に存する法第3条第3項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図を添付しなければならない。

(営業者たる被相続人の地位の承継の承認の申請書の様式等)

第5条 省令第3条第1項の申請書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の申請書には、省令第3条第2項に掲げる書類のほか、当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむね150メートルの区域内に存する法第3条第3項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図を添付しなければならない。

(旅館業の承継の承認書の交付)

第6条 市長は、法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の承認をしたときは、様式第6号の承認書を当該承認に係る申請をした者に交付するものとする。

(営業の許可事項の変更等の届出)

第7条 省令第4条の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式の届出書により行うものとする。

(1) 旅館業の許可事項の変更の届出 様式第7号

(2) 旅館業の停止又は廃止の届出 様式第8号

(宿泊者名簿の記載事項)

第8条 省令第4条の2第3項第2号の市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

(1) 到着日時

(2) 出発日時

(3) 年齢

(4) 性別

(水質の基準)

第9条 条例第5条第4項第3号イ、第8条第5号イ、第9条第3号ア及び第10条第1号アの規定により規則で定める原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査における同表の右欄に掲げる基準のとおりとする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと市長が認めるときは、同表1の項から4の項までの規定の全部又は一部を適用しないこととすることができる。

1 色度	比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法	5度以下であること。
2 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法又は連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法若しくは透過散乱法	2度以下であること。
3 pH値	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法	5.8以上8.6以下であること。
4 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物等	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては全有機炭素計測定法、有機物等	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては1リットル中に3ミリグ

(過マンガン酸カリウム消費量)	(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては滴定法	ラム以下、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては1リットル中に10ミリグラム以下であること。
5 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
6 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中に10コロニー・フォーミング・ユニット未満)。

備考 大腸菌の検査において、試料が海水を含む場合に特定酵素基質培地法によって行う検査の結果が陽性となったときは、ダーラム管が入ったECブイヨン10ミリリットルに陽性となった検体100マイクロリットルを接種し、摂氏44.5度で培養して、ガス産生を確認するものとする。

- 2 条例第5条第4項第3号イの規定により規則で定める浴槽水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法によって行う検査における同表の右欄に掲げる基準のとおりとする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するもの又は浴用剤等を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと市長が認めるときは、同表1の項又は2の項の規定を適用しないこととすることができる。

1 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法又は連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法若しくは	5度以下であること。
------	---	------------

	透過散乱法	
2 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては全有機炭素計測定法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあつては滴定法	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては1リットル中に8ミリグラム以下、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあつては1リットル中に25ミリグラム以下であること。
3 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法	1ミリリットル中に1個以下であること。
4 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中に10コロニー・フォーミング・ユニット未満）。

（浴槽水の消毒方法）

第10条 条例第5条第4項第3号ウの規定による消毒は、塩素系薬剤を用いて行うものとする。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤を用いて行う消毒と同等以上の消毒効果を有する方法により行うものとする。

2 前項本文の場合における消毒は、次に掲げる基準に適合するように行うものとする。

（1） 浴槽水中の遊離残留塩素濃度が1リットル中に0.4ミリグラム以上となること。

（2） 浴槽水中の遊離残留塩素濃度が1リットル中に1.0ミリグラム以下となるように努めること。

(水質検査)

第11条 条例第5条第4項第3号エの規定による水質検査は、次の表の左欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる湯水について同表の右欄に掲げる頻度で行い、第9条第1項及び第2項に規定する水質の基準に適合していることを確認するために行うものとする。

レジオネラ属菌	原湯、上がり用湯（シャワーから供給されるものに限る。）及び毎日完全に換水している浴槽水	1年に1回以上
	連日使用している浴槽水	6月に1回以上
	市長が告示で定める浴槽水	市長が告示で定める頻度

(管理事務所が有する管理体制)

第12条 条例第8条第4号アの規則で定める管理体制は、緊急を要する事態及び宿泊者の求めに対応することができる人員が常駐していることとする。

(責任者の届出の事項等)

第13条 条例第12条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 責任者を選任し、又は変更した営業施設の名称及び所在地
- (2) 責任者を選任し、又は変更した年月日

2 条例第12条の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式の届出書により行うものとする。

- (1) 責任者の選任の届出 様式第9号
- (2) 責任者の変更の届出 様式第10号

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年10月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の川口市旅館業法施行細則第 2 条第 2 項第 4 号の規定は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第 3 条第 1 項の許可の申請に係る施設が、川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和 4 年条例第10号）附則第 2 項の規定により同条例による改正後の川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例第 8 条第 4 号の規定が適用されないものである場合には、適用しない。